

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の飲食業を営む事業者を支援します

## 常陸太田市新型コロナウイルス感染症対策事業応援支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、  
経営に影響を受けている市内の飲食店等

1事業者当たり、1回限り

**10万円** を上限に  
支給します

**支援金の対象となる事業者** 以下の条件すべてを満たす事業者

- ① 市内において令和2年4月1日以前より飲食等を提供する事業所を営んでいること
- ② 新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年4月1日以降に、裏面別表に定める新たな事業に取り組む事業者であること
- ③ 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと

**支援金の額** 1事業者当たり、10万円を上限に支給します

※1事業者につき1回限り

※対象経費については、裏面別表をご確認ください

※同一の事業者が複数の飲食店を運営しているときは、1事業者として取り扱います

**受付期間** 令和3年2月26日（金）必着

**申請時に必要な書類**

- ① 常陸太田市新型コロナウイルス感染症対策事業応援支援金支給申請書（様式第1号）
- ② 営業許可証（飲食等を提供する事業所を営業していることが確認できるもの）の写し
- ③ 裏面別表に定める事業に取り組む事業の内容のわかる書類（事業計画書又は見積書、事業が終了している場合は実績報告書及び領収書の写し）
- ④ 支援金の振込先の通帳等の写し
- ⑤ その他、市長が必要と認める書類

裏面へつづきます

【申請及びお問い合わせ先】常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

**住所** 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

**電話** 0294-72-3111 内線 621・622

**Mail** yuchi@city.hitachiota.lg.jp

別表

対象事業	感染防止対策を施したうえで行う販売促進事業，新商品開発や新サービスの提供に係る経費 等	
対象経費	消耗品費	弁当パック，ビニール袋等
	光熱水費	新規事業に伴い使用する燃料，電気，ガス代等
	広告宣伝費	マスコミ等への広告，折込費用等
	印刷製本費	チラシ，ポスター印刷代等
	通信運搬費	切手，はがき，宅配料等
	委託料	専門的知識・技術を要する業務委託費用等
	使用料及び賃借料	厨房機器等レンタル料等
	備品購入費	新規事業に伴い購入する備品等
その他	新規事業に伴い市長が必要と認める費用	
対象外経費	消耗品：食材等の原材料費等 光熱水費：経常的な活動及び維持管理に必要な光熱水費等 通信運搬費：既存の電話料金，インターネット通信料等 備品購入費：パソコンやカメラ等，汎用性の高い備品等	

《申請の流れ》

